

## 大津市ガス経年埋設内管改善奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大津市ガス経年埋設内管改善工事補助金交付要綱（平成27年2月1日施行。以下「補助金要綱」という。）第1条に規定する目的を遂行するため、折衝及び現場確認等の業務を行った者に対し、予算の範囲内において、ガス経年埋設内管改善奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、補助金要綱の例による。

(交付対象者)

第3条 この要綱による奨励金の交付を受けることができる者は、大津市指定ガス工事店規程（平成19年企業局管理規程第3号）第3条第1号に規定する第1種指定ガス工事店及び同条第2号に規定する第2種指定ガス工事店（以下「工事店」という。）のうち、別表に掲げるすべての業務を行った者とする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、1件につき18,000円とする。

(交付の申請)

第5条 この奨励金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別表に掲げる改善工事確認業務の完了後、ガス経年埋設内管改善奨励金交付申請書（様式第1号）を公営企業管理者に提出するものとする。

2 前項の奨励金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ガス内管及びガス栓工事施工票（写し）
- (2) その他公営企業管理者が必要と認めるもの

3 第1項の規定に基づく申請書の提出は、次に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める期日までにしなければならない。

- (1) 令和5年度 令和6年3月29日
- (2) 令和6年度 令和7年3月31日
- (3) 令和7年度 令和8年3月31日
- (4) 令和8年度 令和9年3月15日

(交付の決定)

第6条 公営企業管理者は、前条に規定する奨励金の交付の申請があったときは、当該申請書等の書類の審査等により、当該申請に係る奨励金の交付が、法令及びこの要綱に定める基準並びに予算の定めるところに違反しないかどうか等を調査し、適正と認めたときは、ガス経年埋設内管改善奨励金交付決定通知書（様式第2号）により速やかにその旨を交付申請者に通知するものとする。

2 公営企業管理者は、奨励金の交付が適当でないと認めるときは、理由を付してガス経年

埋設内管改善奨励金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により速やかにその旨を交付申請書に通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 前条の規定による通知を受けた交付申請者は、奨励金の交付を受けようとするときは、ガス経年埋設内管改善奨励金交付請求書（様式第4号）を公営企業管理者に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第8条 公営企業管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の全部を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- （2）奨励金の交付決定に付した条件の違反が判明したとき。
- （3）その他公営企業管理者が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定による取消しを行なったときは、ガス経年埋設内管改善奨励金交付決定取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第9条 公営企業管理者は、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに奨励金が交付されているときは、交付申請者に対しガス経年埋設内管改善奨励金返還通知書（様式第6号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（延滞金）

第10条 申請者は、第8条第1項の規定により奨励金の交付の決定が取り消された場合において、前条の規定により奨励金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、<sup>うるう</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 公営企業管理者は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（奨励金の辞退）

第11条 交付申請者は、別表に掲げる改善工事確認業務の全てが完了している場合において、その理由が認められる場合、ガス経年埋設内管改善奨励金交付辞退届（様式第7号）により奨励金の申請を辞退する事ができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度公営企業管理者が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条の

規定により奨励金の交付決定をされた者については、第8条及び第9条の規定は、この要綱の失効後もなお、その効力を有する。

- 3 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

別表（第3条関係）

業務の種類	業務の内容
折衝業務	・建物所有者及び需要家への改善折衝（経年管概要説明又は改善折衝） ・物件データ調査（補助金対象物件であるか否かの確認） ・配管経路現地調査
申請書類作成 支援業務	・大津市ガス経年埋設内管補助金交付要綱に規定する各種申請書類の作成支援
改善工事確認 業務	・改善工事における完了報告関係資料（写真等）